

様式第4号(第6条関係)

平成23年度 第2回
奈良市入札監視委員会 定例会議審議概要

開催日	平成23年7月22日(金)	
開催場所	奈良市役所北棟4階 第18会議室	
出席委員	委員 長 川勝 健志 委員 藤本 勝美 委員 井上 善雄	
審議対象期間	平成23年4月 1日 ~ 平成23年5月31日	
抽出案件	件数	(備考) 今回の会議では次のとおり審議が行われた。
一般競争入札	1	1. 抽出案件について 平成23年4、5月に執行した案件を対象に4件抽出 対象案件数
指名競争入札	3	奈良市57件 奈良市水道局18件
随意契約	0	2. 入札辞退の調査結果について 3. 業者のランク付けについて 4. 市の発注基準について
合計	4	5. 「入札制度等改革検討委員会」の提言を受けて の取組みについて 6. 競争性を高めるための取組みについて
委員からの意見・質問・回答等	別紙のとおり	
委員会による意見具申の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者の内、最低制限価格以下の者が多数となった場合 低入札調査を行う等の措置を設けたほうが良いのではないか。 ・指名競争入札を行う際には業者に対し、事前に対応可能か確認し指名業者の選定をするべきである。 ・制限付一般競争入札の参加者を市内本店業者に限っていること について経緯を調べる必要がある。 ・業者のランク付け見直しを今後の検討課題として取り組む必要 がある。 	

別紙

質問・意見	回答
<p>1. 抽出案件について（高落札率案件について）</p>	
<p>事務局から高落札率の「案件番号1 舗装道補修工事（高畑町地内・北部第178号線）」「案件番号3 東登美ヶ丘小学校他1校耐震診断及び耐震補強設計業務委託」について、最低制限価格算出割合が高率となり、他社がすべて最低制限価格以下で失格となり、1社が予定価格に近い金額で落札した場合であることを説明</p>	
<p>委員 ・市民に説明しにくいですね。一社だけ突出した金額を入札したほうが得であったという感じになっていますね。他の業者が応札している金額を見てもダンピングの金額ではないですね。</p>	<p>事務局 ・はい。結果的にこのような形になっております。事前に最低制限基準価格を公表しております。そこから3%の範囲に入っておりますのでダンピングではありません。</p>
<p>委員 ・最低制限基準価格は事前公表しているのですか。事前公表しないやり方もあるのですか。</p>	<p>事務局 ・奈良市の場合、予定価格、最低制限基準価格共に以前から事前公表しておりますのでこのような結果の一因になっております。</p>
<p>委員 ・落札業者の入札金額が突出して高くなっていますが、これは諦めていたということでしょうか。</p>	<p>事務局 ・そういう意思表示と取ることもできます。</p>
<p>委員 ・最低制限価格以下ですが、最低制限価格に一番近い数字を落札にすれば良いのではないですか。最低制限価格以下でも落札出来る制度がありましたよね。</p>	<p>事務局 ・はい。低入札価格調査制度で8月から規模の大きい総合評価落札方式を採用する工事で試行する予定です。</p>
<p>委員 ・このような状況の高落札率案件が起こる確率はどのくらいあるのですか。稀といっよいのでしょうか。</p>	<p>事務局 ・はい、稀なケースであります。平成21年度では13件起こっております。</p>
<p>委員 ・このような案件はやり直し出来ないのですか。</p>	<p>事務局 ・できません。あらかじめそのような基準を決めておけば可能かもしれませんが、結果を見て決めることはできません。</p>
<p>委員 ・前回の案件でありましたが、2社入札もあ</p>	<p>事務局 ・2社あれば必ず競争が発生していますので</p>

<p>りましたが、1社入札の場合は再度入札に付すのですね。1社入札と2社入札ではどれだけの違いがあるのかという問題も出てきますね。</p>	<p>中止することはできません。</p>
<p>委員 ・それはかなりの拘束力があるのですか。奈良市独自におこなうことは出来ないのですか。</p>	<p>事務局 ・はい。できません。</p>
<p>事務局より「案件番号4 須川ダム取水施設管理システム更新設計業務委託」について入札結果を説明</p>	
<p>委員 ・落札率が高い理由についてどのように分析されておりますか。</p>	<p>事務局 ・当該業務は15項目の業務を行うものであり、ボリュームが多いため一つ一つを見積もっていくとこのような金額になったものと推察いたします。また、ダムの運転管理の基本方針等仕事を進めていく中で、水道局の判断でここまで調べてくださいという様な業務が含まれており、応札段階ではどれくらいのボリュームになるのか判断しづらい部分があるためにこのような傾向になっているのではないかと推察しております。</p>
<p>委員 ・この案件はなぜ指名競争入札なのですか。一般競争入札ではいけませんか。</p>	<p>事務局 ・設計は公共的な歩掛りを採用しておりますが、建設コンサルタントの上水道、施工計画、電気電子部門の3部門の資格を持っているということで技術的に担保されると判断しておりますので、そうした場合はやはり指名競争入札が前提になると判断しております。</p>
<p>委員 ・3部門の資格を持っているのはこの8社のみなのですか。</p>	<p>事務局 ・はい。</p>
<p>委員 ・この3部門はよく使う資格なのですか。</p>	<p>事務局 ・上水の場合は上水が基本になります。</p>
<p>・入札不調について</p>	
<p>事務局から「案件番号2 2号炉バグフィルタ用ろ布取替工事」の入札について、三機化工建設(株)の1社のみのお応札であったため入札不調とし、辞退理由の調査を行ったことを報</p>	

告	
委員 ・この施設は三機化工建設(株)が設置したのですか。	事務局 ・はい。
委員 ・このような工事は特殊な技術がないと出来ないのですか。	事務局 ・本質的に求めているのが排ガスから出るダイオキシン類の測定値が0.1ナノグラムの保証を守ることでありまして、それを守る技術がないと出来ません。
委員 ・この施設はいつ設置されたのですか。	事務局 ・平成12年から14年にかけてダイオキシン類対策工事を施工しました。
委員 ・設置時点においてもう少し汎用性のあるものは選択出来なかったのですか。	事務局 ・製品としては各メーカーのものがあると思うのですが、最後に求められているダイオキシン0.1ナノグラム、これは必ず守ってもらう必要がありますのでそうなりますと他のメーカーは入ってこれないかと思えます。
委員 ・この案件は最終的にどのような手続きをしたのですか。	事務局 ・どのようにしていくか検討しております。
委員 ・事務局の方から最終的にどのような形で手続きを進めようとしているか報告していただけないか。何らかの回答はさせていただきますので。	事務局 ・わかりました。
2. 入札辞退の調査結果について	
前回案件として上がっていた入札辞退が多かった案件について入札辞退理由の調査結果を報告	
委員 ・指名前に応札可能かどうかの確認はしているのですか。	事務局 ・業者登録の際にこういった案件の施工実績の資料を付けていただいておりますので、個別の案件ごとに指名前に応札可能かどうかの確認はしておりません。
委員 ・確認するとなると何か都合の悪いことがあるのですか。	事務局 ・確認してはいけないということは無く、一つの運用の方法ですので可能であると思

	ます。
<p>委員</p> <p>・入札方法は一般競争入札が基本になっている中で、あえて指名競争入札にするのはそれなりのメリットが有るわけですね。具体的には品質の確保、不良不適格業者の排除、それから受注応力も品質の確保の面から含まれると思います。このようなメリットを生かしていないのは良くないと思います。ですから、100社というのはなかなか大変だとは思いますが、指名すると決めた10社、20社のリサーチということは事前にすべきではないでしょうか。</p>	<p>事務局</p> <p>・はい、書類にあること以上のことを調べようとしますと、1社1社電話等で尋ねないと応札可能かどうかはわからないと思います。元々このようなプラント関係については設置会社でしかできないということで、随意契約を行っていましたが、競争性を高めるといことで指名競争入札にしております。さらに、応札可能な条件を絞って一般競争入札にするという方向で検討しております。平成23年度もプラント関係で2件一般競争入札を実施しているところです。指名競争入札では相手方とのやりとりがなかなか難しいものでそのような方向に動きつつあります。</p>
<p>委員</p> <p>・特殊な工事について全国から業者募集すると参加者が2社しないということは無くなりますか。</p>	<p>事務局</p> <p>・特殊な業務になりますと、一般競争入札にしようとしているのですが、結果的に応札者が限られ、1社しか参加がないという可能性はありますので、高止まりの原因が解消されずそのままという可能性もあり、入札自体を考え直さなければならないと思います。</p>
<p>委員</p> <p>・特段都合が悪いという理由がないのでしたら改善策を示してください。このような問題は他の自治体でもあるはずですので。</p>	<p>事務局</p> <p>・ほとんどの自治体が随意契約で契約を行っており、入札の形態になりにくいと聞いておりますので、その上で原因究明を図ってまいりたいと思います。</p>
3, 4. 業者のランク付け及び発注基準について	
奈良市制限付一般競争入札実施要領等によりランク付け及び市の発注基準を説明	
<p>委員</p> <p>・ランク付けなのですが、実際に工事をしていただいて、その工事成績をどのような形で反映されているのですか。</p>	<p>事務局</p> <p>・ベースとなるのが客観点数といいまして建設業法で規定されている全国共通の数式によりまして、会社の規模、技術者、実績等をトータルして出された点数があります。それとは別に奈良市では主観点数といいまして、</p>

	<p>工事成績でプラスマイナスした点数を合計してランクを決めています。当然良い工事をしていただくと点数が上がりますのでランクが上がります。各自治体によって点数の付け方はまちまちとなっております、主観点数については地域要件、ISO取得状況等をプラス要素、指名停止をマイナス要素としております。</p>
<p>委員</p> <p>・法令（地方自治法施行令第167条の5の2）には「当該入札に参加する者の事務所の所在地」とありますが、奈良市では地域要件を「奈良市本店」としている。これは法令の直接運用ではなく、限定運用ではないのですか。市内本店としている理由が市内本店であれば税金も納めてくれるから等の理由があったのかと思います。</p>	<p>事務局</p> <p>・自治体によって思惑は違うと思うのですが、市内営業所でも特別徴収で何人以上市民を雇用しているところは参加を認めますとしているところはあります。しかし、市内支店は市内本店に比べて2番手扱いというところがほとんどであると思います。</p>
<p>委員</p> <p>・市内本店要件はいつからあるのですか。</p>	<p>事務局</p> <p>・当初からですので分かりかねます。</p>
<p>委員</p> <p>・市内本店要件について過去にどのような経緯があったのか一応調べていただけますか。今日においてもなお積極的な意味があるということであれば良いのですが、その意味が失われているということであるなら再考する必要があると思います。</p>	<p>事務局</p> <p>・はい。</p>
<p>委員</p> <p>・ランク付けの見直し作業を行なったことはあるのですか。</p>	<p>事務局</p> <p>・建設業の点数表が改正される時は点数が大幅に変わりますのでそういう意味での見直しはあります。</p>
<p>委員</p> <p>・独自に見直せる部分はありますか。</p>	<p>事務局</p> <p>・主観点数の部分はあります。</p>
<p>委員</p> <p>・EまでのランクをDまでにしてしまう等、独自に出来る余地もあると思いますので検討課題としていただければと思います。</p>	<p>事務局</p> <p>・発注基準、ランク替えも含めて見直しの時期が来ているようにも感じております。</p>
<p>5, 6. 「入札制度等改革検討委員会」の提言を受けての取組み及び競争性を高めるための</p>	

取組みについて	
市の取組み状況を説明。	
<p>委員</p> <p>・実施済みの取組みについて、業者から何か反応はありましたか。</p>	<p>事務局</p> <p>・最低制限価格の撤廃を4件の工事で試行しましたが、いずれも規模の大きい工事で、最上位ランクの業者並びにゼネコン関係対象の工事を総合評価方式と併せて試行した案件でありました。これについては通常でしたら失格になるような低い数値で落札しておりまして、業者側からするとこういう形が定着するのかという、底値が無くなることに関して危機感を持っていると聞いております。</p>
<p>委員</p> <p>・その落札価格で品質は確保できるとお考えなのですか。</p>	<p>事務局</p> <p>・国においては品質確保を前提に、最低制限価格等の底上げをしている時期でありまして、いわば時代に逆行して動いております。しかし、結果として工事が不良工事であった、不適格な内容の工事であったという報告は受けておりません。規模の大きい工事であり施工中でありまして、現場は大変な状況であると聞いております。</p>
<p>委員</p> <p>・発注者側としては、総合評価のところでも多少品質確保を担保するというそういう理屈ですか。</p>	<p>事務局</p> <p>・はい。総合評価ですので、価格だけでなく技術提案を頂いておりますのでその範囲内で施工していただけたらと思っております。しかし、底値がないということは総合評価よりも価格競争になってしまいますので、趣旨と違う方向に動くのではないかと考えております。</p>
<p>委員</p> <p>・総合評価の中身において技術力のウエイトは高いのですか。</p>	<p>事務局</p> <p>・はい。総合評価は価格についてももちろん影響はありますが、何よりも技術力や、提案した内容がよければ決定者になるというものです。</p>